

『牟岐の「場」創出事業「牟岐の店」企画』委託業務仕様書

1 趣旨・目的

牟岐町や関西圏、都市部において、牟岐ふるさと会員・若者人材・都市部人材などが集まり、地域課題や実情の共有を通じて、交流を深めることのできる「場」を創出するため、全国各地の牟岐町ゆかりの方々が営む飲食店などを、牟岐ゆかりのお店（名称未定）として登録する仕組み等を整備する。

2 事業内容

(1) 牟岐ゆかりのお店（名称未定）を登録する仕組みの整備業務

- ・ 牟岐町ゆかりのお店を登録する仕組みとして、登録されたお店が「牟岐ゆかりのお店」であることを伝えるための案内表示物（ステッカーなど）の制作。
- ・ 牟岐ゆかりの方々が、牟岐ゆかりのお店を訪れた際に配布する、牟岐町の情報がキャッチでき、関心を引き付けるための配布物の制作。
- ・ 週1回程度の町との打ち合わせをふまえたレイアウト、デザイン、イラストなどの作成、版下作成、校正（3回以上）、進行管理などデザイン制作にかかる一切の業務。

3 仕様

(1) 牟岐ゆかりのお店（名称未定）を登録する仕組みの整備業務

- ① 「牟岐ゆかりのお店」であることを伝えるための案内表示物
 - ア 印刷数量：500部以上
- ② 牟岐町の情報がキャッチでき、関心を引き付けるための配布物の制作。
 - ア 印刷数量：3,000部以上
- ③ 共通
 - ア デザイン：牟岐町の風景などのイラストなどを多用し、明るく牟岐町の魅力を引き出すデザイン制作に努める
 - イ デザイン：登録された牟岐ゆかり店を通して、多様な人材が交流できるきっかけに繋がるデザイン制作に努める

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

5 委託料

- (1) 上限800千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む。）
- (2) 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算の根拠を明確にすること。
- (3) この業務は国交付金を財源としているため、国交付金の対象とならない経費は対象外とする。なお、対象経費は、別表のとおりとする。
- (4) 他の機関から助成等を受けている事業は対象外とする。

6 委託契約について

- (1) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明

確に区別するとともに、労働関係帳簿を整備し雇用の状況について適正に記録すること。なお、牟岐町において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。

(2) 委託業務完了後は成果報告、収支報告等の実績報告書を提出すること。

7 特記事項

(1) 業務の実施に当たっては、牟岐町企画政策課と十分協議しながら事業を進めることとする。

(2) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

(3) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第45号）第27条及び同法第28条含む。）は、牟岐町企画政策課に無償譲渡する。

別表 対象経費

対象経費は、次のとおりとする。

経費区分	経費の内容
人件費	人件費、給与など
報償費	講師や外部人材への謝礼など
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	材料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など（食料費は除く）
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料など
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する経費
使用料及び賃借料	会場借上料、リース・レンタル料など
その他	牟岐町企画政策課が特に必要と認める経費

<備考>

営利のみを目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成に繋がる経費は、対象外経費とする。